

革新的なものづくり・サービスの提供等を考えている中小・小規模事業者の方へ！

## ものづくり・商業・サービス革新補助金 をご活用下さい！

ものづくり・商業・サービスの分野で、革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、認定支援機関やよろず支援拠点とも連携して、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援します。

### ☆ものづくり・商業・サービス補助金

補助対象事業・ 補助上限額	<p><b>【1. 革新的サービス事業】</b> 革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。 [一般型] ・補助上限額：1,000万円 ※設備投資が必要 [コンパクト型] ・補助上限額：700万円 ※設備投資不可</p> <p><b>【2. ものづくり技術事業】</b> 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術（12分野）を活用していること。 ・補助上限額：1,000万円 ※設備投資が必要</p> <p><b>【3. 共同設備投資事業】</b> 複数の事業実施企業が共同し、設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、事業実施企業全体の3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。 ・補助上限額：共同体で5,000万円（500万円／社） ※設備投資が必要（「機械装置費」以外の経費は、事業者管理者の「直接人件費」を除き補助対象経費として認めておりません。）</p>
補助率	補助対象経費の2/3
補助対象経費	機械装置費、原材料費、直接人件費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権関連費、運搬費、専門家経費、雑役務費、クラウド利用費
締切期日	※ 平成27年8月5日（水）【当日消印有効】

#### 【必要書類】

- ① 事業計画書一式（様式1、2） ② 2期分の決算書（設立2年未満の企業は1期分、設立間もない企業は、事業計画書及び収支予算書） ③ 定款若しくは登記事項証明書（個人企業の場合は確定申告書、納税証明書等、事業を行っていることが示されている書面） ④ 認定支援機関確認書 ⑤ 人材育成・賃上げに取り組む企業は、領収書、賃金台帳等） ⑥ 上記①～⑤を記録した電子媒体（CD-R等）及びペーパーで正本1部、副本5部を提出
- ※ 上記①～⑤の申請書及び公募要領は茨城県中小企業団体中央会HPからダウンロードできます。  
（URL） <http://www.ibarakiken.or.jp/>
- ※ 申請希望の事業所は商工会（289-2132）へご連絡下さい。
- ※ 書類提出先：茨城県地域事務局【〒310-0801 水戸市桜川2-2-31 ミトコンチェルトビル1F】

◎ お問い合わせは商工会へ！ 城里町阿波山38-4 TEL 029-289-2132